

〈明治乳業不当労働行為・差別事件〉

「会社資料の開示」は
正確・迅速な判断に欠かせない！

明治乳業全国事件（9事業所32名）が、公益委員の積極的な審査指揮により、第一回証人審問（6月5日、申立人ら総論立証）が確定するなど大きく前進しました。

前回の期日で公益委員は、申立人ら主張に対する認否洩れも含む会社「立証計画」の提出を4月中と設定しています。特に、労働委員会が、「申立人らと他の集団」との長期に及ぶ格差（差別）を正確に掌握し、公正・迅速



な審理と判断を行うためには、比較対照となる従業員らの「人事考課成績、職分、号級、基本給額」等の資料開示が決定的です。前回、会社は「主張の必要に応じて提出します」等と否定的ですが、公

益委員の指揮で早期に資料開示を厳しく求める事がどうしても必要です。

また、会社は、救済年度に昇号・昇格した者や、人事考課成績基準による滞留年数などを理由に申立人32名を勝手に区分し、審理対象者の範囲は「16人」だけで他の者は差別がないと主張するなど、市川工場事件で東京高裁が「審理対象者」を特異な論理で設定し、不当に切り捨てた手法を持ち出しています。しかし、救済年度だけを輪切りにして「格差（差別）があったか、なかったか」では、この種事件の真相は正確に判断できません。公益委員は、会社主張には「こだわらない」との立場をとっていますが、全体の格差（差別）を明確にし、その背景（原因）を審理・判断する為にも、申立人らが主張している必要年数を遡及しての審査と、「追加申立て事件の併合」審理を行うことは避けられません。公益委員の積極的な審査指揮を求めます。

都労委の命令例に 歴史的汚点を残した市川工場事件命令！

都労委労働側委員を長期に務められた戸塚章介氏が、都労委で審理された「賃金・昇格差別事件一覧」を昭和40年代に遡って整理されました。全件数115件の終結内容を見ると、都労委以降の係訴先も含む関与和解が74件（64、3%）、救済命令が28件（24、3%）、無関与和解・取り下げが10件（8・8%）、そして、なんと棄却・却下命令は1件だけで、明治乳業市川工場事件なのです。この事件は、初審都労委の異常な判断構造が事件の顔となり、最高裁までの長期争議を余儀なくされている

のです。不当労働行為・差別の「やり得」を、限りなく激励した超不当命令は、歴史ある都労委命令例のなかで、まさに歴史的な汚点として際立っているのではないのでしょうか。



明治乳業争議支援共闘会議

連絡先 江東区労連：03-5606-5285 明治乳業争議団：047-332-5698

ホームページ <http://meinyu-sougi.web.infoseek.co.jp>

[明治乳業争議](#) -> [検索](#)

労働委員会は労働者の権利擁護に全力を傾けて、争議解決に向けた働きを！

東京争議団共闘会議 〒107-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館503内

TEL&FAX 03-5395-3245 <http://www.tokyo-s.org>

mail@tokyo-s.org

2008年3月18日